

令和4年度

指定管理者監査報告書

株式会社 こどもの森

子ども家庭部 児童育成課

狛江市監査委員

令和4年度指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公の施設 狛江市立北部児童館（愛称 こまっこ児童館）
指定管理者 株式会社 こどもの森
所管課 子ども家庭部児童育成課

第3 監査の範囲

令和3年度及び令和4年度（4月1日から9月30日まで）の公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第4 監査の実施期間

令和4年10月3日から令和5年1月30日まで
〔監査の実施日 令和4年12月20日〕

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、指定管理業務受託団体及び所管課における事務について、次の事項を主眼として、関係書類を審査し、担当職員及び指定管理業務受託団体職員から説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

1. 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- (2) 指定管理者の指定は、関係法令等に基づいて適正・公正に行われているか。
- (3) 指定管理における協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対し常時報告を求め、調査し、又は指示する等の適切な指導等が行われているか。
- (6) 業務の履行確認は、定期・事業報告書によりなされているか。

2. 指定管理者

- (1) 施設及び財産は、関係法令等に基づいて適正に管理されているか。
- (2) 協定書に基づく指定管理業務は適切に行われているか。
- (3) 協定書に基づく利用料金の設定は適正に行われているか。
- (4) 指定管理業務に関する会計処理等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理業務に関する出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (6) 指定管理業務に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第6 指定管理業務の概要

1. 施設の概要

- (1) 名称 狛江市立北部児童館（愛称 こまっこ児童館）
- (2) 所在地 東京都狛江市和泉本町三丁目 31 番 19 号
- (3) 施設等の概要

① 建物概要

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造

規 模：地上2階建

敷地面積：851.85 m²

建築面積：491.58 m²

1階床面積：454.74 m²

2階床面積：361.45 m²

② 1階施設概要 ※（ ）は主な備品

遊 戯 室：99.27 m² （卓球台、ボルダリングマット、バスケットゴール）

事 務 室：35.28 m² （事務机、椅子、ロッカー、書庫）

集 会 室 A：34.62 m² （机、椅子）

集 会 室 B：21.31 m² （机、椅子）

子育てひろば：47.36 m² 授乳コーナー含む（テーブル、エンジェルチェア）

図 書 室：23.48 m² （書架、机、キャビネット）

打 合 せ 室：8.61 m²

相 談 室：6.37 m² （机、椅子）

ト イ レ：26.64 m²

そ の 他：玄関ホール、フリースペース、倉庫、廊下、階段等

2階施設概要

育 成 室：79.57 m² （机、椅子）

防 音 室：46.04 m² （電子ピアノ、ドラムセット、アンプ、マイク）

中 高 生 室：58.31 m² （卓球台）

ト イ レ：24.56 m²

そ の 他：更衣室、倉庫、廊下、階段等

2. 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

選定にあたっては、狛江市立児童館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において、公募により応募のあった6法人に対し書類審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリング並びに委員会委員による審査等を経て、狛江市立北部児童館（以下「児童館」という。）の管理・運営を株式会社こどもの森に運営団体（候補者）として選定し、その後、議会の議決を経て決定した。

平成 30 年	6 月 1 日	児童館運営法人公募開始
	7 月 20 日	児童館運営法人公募締切
	8 月 29 日	狛江市立児童館指定管理者選定委員会 審査
	12 月 20 日	平成 30 年第 4 回定例会 可決
平成 31 年	3 月 5 日	協定書締結
	4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、指定 管理者として児童館の管理・運営を開始

3. 狛江市（以下「指定者」という。）と指定管理者（以下「管理者」という。）との主な協定内容及び仕様書（抜粋）

(1) 基本協定

① 意義：

管理者の能力を活用しつつ、狛江市民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の推進を図ること。（第 3 条）

② 指定期間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

③ 管理物件等：

対象物件は、児童館の施設本体並びに付属設備及び備え付けの器具等とし、取扱いは、「物品取扱要領」の規定により行う。（第 6 条）

④ 業務の範囲：

ア 事業の実施（第 7 条）（狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例（以下「児童館条例」という。）第 4 条）

- ・児童のレクリエーション活動及びクラブ活動の指導奨励に関すること。
- ・児童福祉及び児童文化に関する資料の収集又は展示に関すること。
- ・児童福祉に関する講座の開設に関すること。
- ・児童の育成相談に関すること。
- ・狛江市に居住し小学校に在籍する児童で、かつ、労働等により保護者等が昼間家庭にいない者に対する放課後における健全育成に関すること。
- ・市長が必要と認める事業

イ 児童館の使用の許可（児童館条例第 6 条第 1 項）、児童館の使用の制限（同条

例第7条)及び施設の使用停止、使用許可の取消し(同条例第8条)に関すること。

ウ 児童館の施設本体並びに付属設備及び供用備品の維持管理に関すること。

エ その他、児童館の管理上市長が必要と認めること。

⑤ 管理の基準：

ア 指定管理業務に関する会計と他の事業とを区分して設け、その経理を常に明確にし、経理帳簿を各年度の終了後、5年間保管する。

イ 施設及び設備に不備や故障その他の事故を発見したとき、並びに施設及び設備の変更、改造、増築、撤去、移設等を必要とするときは、速やかに指定者に報告する。児童館の修繕は、年度協定に定める金額の範囲内で管理者の責任において行う。年度協定書に定める金額を超えた修繕は、管理者の責めに帰す場合を除き指定者が行う。(第10条)

⑥ 管理業務の実施：

ア 第三者への再委託、権利義務の譲渡、担保に供することの禁止。ただし、専門的な業務及び管理者の主体性を阻害しない程度の事務についての第三者への再委託はこの限りではない。(第12条)

イ 事故(利用者の負傷、児童館の毀損又は滅失、非常災害等)については、応急措置をとり、関係者に通報するとともに、指定者に報告してその指示を受ける。(第13条)

⑦ 事業計画書：

指定期間の各年度に、次の事項にて作成し、管理者が指定者に提出し協議しなければならない。(第15条)

- ・指定管理業務総括責任者(代理人)
- ・指定管理業務の分担に関すること。
- ・従事する職員に関すること。
- ・非常時における体制に関すること。
- ・施設の維持管理に関すること。
- ・各事業の詳細に関すること。
- ・その他、指定者が要求する事項

⑧ 定期報告：

管理者は、毎月の業務の状況を指定者が指定する期日までに報告する。(第16条)

⑨ 事業報告書：

管理者は、指定期間の各年度終了後30日以内に履行内容を明らかにした報告書を次の事項について事業ごとに記載し、提出する。(第17条)

- ・指定管理業務の実施状況
- ・利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ・指定管理業務の実施に掛かった経費の支出状況

・その他、指定者が指示する事項

⑩ 費用：

ア 指定管理業務委託料の詳細については、年度協定により定める。(第 19 条)

イ 管理者は、『業務の範囲ア』(児童館条例第 4 条)を行う際に必要な場合、指定者と協議の上、利用者から実費を徴収することができる。(第 21 条)

⑪ 個人情報：

狛江市個人情報保護条例及び「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。業務上知り得た秘密等を漏洩、目的外使用してはならない。(第 24 条)

⑫ 損害賠償：

ア 管理者は、賠償責任保険および『業務の範囲ア』(児童館条例第 4 条)の事業を行うために必要な保険を付保すること。(第 25 条)

イ 管理者は施設及び供用備品に損害を与えたときは、指定者に賠償しなければならない。(第 26 条)

ウ 不可抗力により発生した損害賠償費用の負担については、合理性の認められる範囲で指定者が負担する。(第 29 条)

⑬ モニタリング：第三者評価を受けて指定者に報告する。(第 42 条)

(2) 年度協定

委託料： 平成 31 年度 51,370,000 円
 令和 2 年度 50,520,200 円
 令和 3 年度 51,150,000 円
 令和 4 年度 51,628,400 円

(参考) 平成 31 年度～令和 4 年度 狛江市北部児童館指定管理業務委託料支払状況
 令和 4 年 9 月 30 日現在

		年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
指定管理業務委託料			51,370,000 円	50,520,200 円	51,150,000 円	51,628,400 円
執行日 及び 支払額	第 1 期		7 月 2 日	6 月 22 日	5 月 26 日	5 月 18 日
			25,685,000 円	25,260,100 円	25,575,000 円	25,814,200 円
	第 2 期		11 月 7 日	10 月 26 日	10 月 25 日	未執行
			25,685,000 円	25,260,100 円	25,575,000 円	—

(3) 指定管理業務仕様書

① 実施事業区分：

ア 児童館事業

イ こまっこ小学生クラブ事業

ウ その他、市長が必要と認める事業

② 開館時間：

ア 児童館事業

・月曜日から土曜日 午前9時から午後7時まで

イ こまっこ小学生クラブ事業

・平日 放課後から午後8時まで

・土曜日 午前8時から午後7時まで

・小学校休校日の平日 午前8時から午後8時まで

※国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く

③ 基本方針：

ア 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

イ 利用者の意見、子育てをめぐる社会情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応し、指定管理業務に適切に反映させること。

ウ 利用者及び周辺住民からの苦情を解決する体制をとり、サービスの向上に努めること。

エ 適正な運営を図るため狛江市立北部児童館運営委員会を設置し、その意見を考慮すること。

オ 個人情報の保護を徹底すること。ただし、関係機関には必要な情報を開示し、協調すること。

カ 職員研修を実施すること。

キ 職員の健康診断の実施に努めること。

ク 関係機関と積極的に連携をとり、会議等においても参加に努めること。

ケ ごみの減量、省エネルギー等、環境に配慮した指定管理業務を行うこと。

④ 法令の遵守：

労働関係法令、その他法令、条例、規則、規程、要綱及び要領を遵守しなければならない。

⑤ 緊急時の体制：

大雨、台風、降雪等により施設及び機能に重大な支障が生じる場合に備え、職員の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめ指定者に届け出なければならない。

⑥ 安全の確保等：

ア 労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努める。

イ 指定者が行う施設及び設備の工事等の場合には、業者と協調し、安全管理及び業務に支障がないよう処理しなければならない。

ウ 安全管理上支障が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ、指定者に連絡するとともにその指示に従わなければならない。

⑦ 施設設備の点検：

施設の状態、附帯設備（電気、ガス、給水、排水、消防関係機器、建築関係等）の作動状況、物品の状態等に注意し、不具合や支障の発生を予防する。

⑧ 管理：

ア 専門の委託を要する業務（機械警備、消防設備保守点検、建築設備定期検査、特定建築物定期調査、非常警報設備保守点検、自動扉保守点検、昇降機保守点検、冷暖房機保守点検）

※委託契約書、実績報告書を指定者へ提出する。

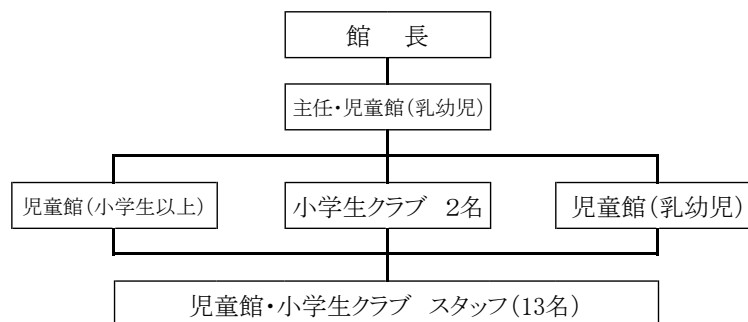
イ 専門の委託を要しない業務（光熱水費の支出、ホームページの維持管理、AEDの維持管理、消防法に基づく防火管理者の設置、消防計画の策定、自衛消防組織の編成及び訓練等）

⑨ 日常清掃・他：

施設内外の日常清掃、廃棄物の適正処理、所内取締り、火気取締りを行う。

4. 事業概要

(1) 組織図



(2) 事業の内容〔令和3年度事業報告より〕

① 施設・設備の維持管理

- ア 空調設備点検（年1回） 3月17日
- イ 消防設備保守点検（年2回） 10月26日、3月9日
- ウ 建築設備保守点検（年1回） 1月26日
- エ 自動扉保守点検（年2回） 6月22日、12月16日
- オ 昇降機保守点検（年4回） 5月10日、8月31日、11月16日、2月28日
- カ 非常警報設備保守点検（年3回） 7月21日、10月20日、1月13日

② 児童館事業

- ア 諸室及び館庭開放：随時
 - 防音室貸出 1月～3月に延べ15コマ貸出
- イ 乳幼児親子向け
 - ・ちゃれんじタイム 延べ485組参加
 - ・ちゃれんじフォト 年4回

- ・おはなしのへや 年 14 回延べ 88 組参加
- ・誕生日 W E E K 延べ 83 組参加
- ウ 小学生以上向け
 - ・こまっこスポーツ いちりんしゃタイム、ボルダリングタイム週 2 回程度他
 - ・こまっこクラフト 年 17 回延べ 332 名参加
 - ・アトリエこまっこ 年 4 回 53 組参加
 - ・こまっこ J U M P - J A M 年 32 回延べ 424 組参加
- エ 中高生向け
 - ・勉強 C a f e : 随時
- オ 特別事業

・新聞紙ゲーム大会	7 月 10 日開催	11 名参加
・夏祭りごっこ	8 月 7 日開催	113 名参加
・プラ板で夏のチャーム作り	8 月 19～21 日開催	93 名参加
・ピタゴラ装置作り	8 月 28 日開催	27 名参加
・動物教室	10 月 23 日開催	11 名参加
・ハロウィン W E E K	10 月 25～30 日開催	
・水道キャラバン	11 月 20 日開催	8 名参加
・ホリデー W E E K	1 月 20 日開催	
・こま大会	1 月 5 日開催	10 名参加
・すごろく大会	1 月 8 日開催	23 名参加
- カ こどもスタッフ
 - ・延べ人数：147 名

小学生を対象に児童館の清掃業務、受付業務、駐輪場整備、遊びの先生、ひろばのお世話などの手伝いをする。
- ③ 子育てひろば事業
 - ア 乳幼児向け遊び場の提供、玩具の貸し出し
 - イ 授乳やおむつ替えスペースの用意・午睡用コットや調乳用お湯の用意
 - ウ 子育て相談事業
 - エ 子育て啓発事業（児童館事業のちゃれんじタイム及びちゃれんじフォト）
 - オ 乳幼児身体測定：随時
 - カ 乳幼児向け水遊びコーナーの設置（6 月下旬～9 月中旬頃）
- ④ こまっこ小学生クラブ事業
 - ア 入所を祝う会 4 月 1 日開催 38 名参加
 - イ 1 年生集団下校 4 月上旬
 - ウ 防災訓練 年 12 回実施延べ 444 名参加
 - エ 誕生会 年 12 回延べ 389 名参加
 - オ 特別おやつ 年 11 回延べ 301 名参加
 - カ おやつバイキング 年 5 回延べ 180 名参加

- キ 水遊び 年2回延べ66名参加
- ク シアターデイ 年7回延べ198名参加
- ケ お楽しみ会 3月11日開催 35名参加

⑤ 児童館運営委員会

ア 目的:利用者の幅広いニーズに応え、利用者の立場に立って事業を展開する。

イ 開催状況

- ・第一回 10月15日 午前10時30分から11時20分まで
(内容) 委員紹介、事業中間報告、質疑応答、意見交換等
- ・第二回 2月22日 資料配布にて実施

(3) 利用状況

① 児童館

年度別月別利用者数(各年度事業報告書より) (単位:人)

年度 月	平成31年度	令和2年度	前年度比	令和3年度	前年度比
4	5,001	—	-5,001	1,047	1,047
5	4,021	—	-4,021	867	867
6	4,769	617	-4,152	1,198	581
7	5,634	1,057	-4,577	1,373	316
8	5,050	1,642	-3,408	1,692	50
9	4,298	1,254	-3,044	1,159	-95
10	4,023	1,336	-2,687	1,146	-190
11	4,320	1,300	-3,020	982	-318
12	3,775	1,250	-2,525	1,360	110
1	3,772	1,233	-2,539	1,092	-141
2	3,801	1,478	-2,323	991	-487
3	—	1,627	1,627	1,195	-432
合計	48,464	12,794	-35,670	14,102	1,308

② 子育てひろば

年度別月別利用者数(各年度事業報告書より) (単位:人)

年度 月	平成31年度	令和2年度	前年度比	令和3年度	前年度比
4	2,533	—	-2,533	566	566
5	1,954	—	-1,954	401	401
6	2,460	415	-2,045	685	270
7	3,029	514	-2,515	843	329
8	2,624	875	-1,749	995	120
9	2,208	615	-1,593	686	71
10	2,005	742	-1,263	666	-76
11	1,998	736	-1,262	627	-109
12	1,798	713	-1,085	837	124
1	1,729	768	-961	681	-87
2	1,845	901	-944	664	-237
3	—	938	938	796	-142
合計	24,183	7,217	-16,966	8,447	1,230

③ こまっこ小学生クラブ

在籍者数 45 人
 年間平均出席率 59.6%
 延べ出席人数 7,782 人
 開館日数 290 日

年度別月別利用状況(各年度事業報告書より) (単位:人・日)

年度 月	令和2年度			令和3年度		
	在籍者	延べ出席人数	開館日数	在籍者	延べ出席人数	開館日数
4	45	321	25	45	749	25
5	44	119	23	45	621	21
6	45	547	26	45	770	26
7	45	637	25	45	697	25
8	45	540	25	45	600	25
9	45	646	24	45	642	24
10	45	509	27	45	661	25
11	45	623	23	45	628	24
12	44	651	24	45	666	24
1	44	571	23	45	598	23
2	43	543	22	45	474	22
3	43	668	26	45	676	26
合計	533	6,375	293	540	7,782	290

第7 監査の結果

指定管理者制度については、平成 15 年 6 月地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、同年 9 月から施行された。この制度は、多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの質の向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

市内には岩戸児童センターと和泉児童館の 2 つの児童館があり、両館ともに平成 18 年度より指定管理者制度を導入し、施設の管理・運営を行ってきたところである。しかし、北部地域の住民には不便な場所にあり、地域の子育て支援の機能を持つ児童館の利用が北部地域では難しい状況であった。そのような状況の中、地域格差を解消するため、狛江市公共施設整備計画(平成 27 年度ローリング版)にて、市の北部地域に児童館を新設することが定められ、平成 30 年 8 月に狛江市児童館指定管理者選定委員会により指定管理者の選定を行い、同年 12 月に議会の議決を経て、平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間、株式会社こどもの森を指定管理者として指定し、平成 31 年 4 月に開設されている。

狛江市立北部児童館の指定管理者である株式会社こどもの森及び所管課である子ども家庭部児童育成課について、指定管理に係わる事務・業務の執行及び管理運営が関係法令等の定めるところにより、適正かつ効率的に執行されているか、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

なお、指定管理に係る事務・業務の執行及び業務管理運営状況については、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に執行されているものと認められたものの、市が行う指定管理者の管理業務の履行確認及び指定管理者に対する指導監督の一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる。また、指定管理者においても、この指摘事項に関する管理業務について、改善・検討し、適正な事務処理を行うよう要望する。

1. 個人情報の適正管理について

狛江市立北部児童館の指定管理業務に関する協定書、個人情報の取扱いに関する特記仕様書では、指定管理者は個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者、作業場所を定め、書面により指定者に報告することとされている。これは、指定管理者が管理している個人情報の適正な維持管理と安全確保のため内部における責任体制を構築し、その体制を維持させるための項目である。指定管理者の履行状況を指定者として確認することはリスク管理としても欠かすことができないところではあるが、報告を受けていないことが判明した。

再度、個人情報の取扱いについて見直し、管理・監督を徹底していただきたい。

2. 狛江市立北部児童館運営委員会について

狛江市立北部児童館の指定管理に関する年度協定書において、指定管理者は、北部児

童館の利用者や地域住民の意見を事業運営に反映させるとともに、その運営を円滑に行うため、狛江市立北部児童館運営委員会を設置し運営するものとされ、指定管理者は運営委員会を設置及び運営するにあたり、別途詳細等を取り決めた要綱等を作成しなければならないと定められている。しかしながら、関係要綱等は作成されていない状況で運営委員会として開催されている状況であった。このことから、指定管理者については、運営委員会の目的、所掌事項、構成員等、必要事項を明確化し取り決めを行うとともに、指定者においても要綱等の作成に対し、協力、助言等を行っていただきたい。

3. 事業報告書について

指定管理者より提出を受けた令和2年度及び令和3年度事業報告書において、児童館利用状況等の記載に一部誤りが見受けられた。このことから、指定管理者については、適切な事務処理を行うとともに、指定者としても提出された報告書等について、適切な報告となっているか等の確認をお願いする。

4. 事業計画書の予算書及び事業報告書の収支報告書について

指定管理業務における決算では、当該指定管理業務に係る執行状況や経理状況が明らかであることが必要である。しかし、現在、事業計画書に添付されている予算書と事業報告書に添付されている収支報告書の書式が相違しており、科目（項目）等が一致していないことから指定者において、計画された予算の執行状況を検証するうえでの障害となっている。このことから、執行状況が明確に報告され検証できるよう、様式の統一化等について指定管理者と協議願いたい。